

2012年12月6日

立法提言等に関する意見

同志社大学 齋藤憲道

1. リコールのあり方全体を議論するためには、最低限の情報共有と課題整理が必要

本専門調査会では「消費者への注意喚起情報伝達に係る現状と課題について」に関する討議を重ねてきました。検討は、まず出口、後半に入口・総合的検討の順という当初の申し合わせに沿って、終盤まで伝達の検討が行われました。最終のまとめ段階で入口・総合的検討に言及され法制化のアイデアが出たところです。その後に提出された委員のコメントを拝見し、改めて、法制化が未検討のテーマであることを認識した次第です。私はこれまでに「リコールとは何か、の理解が人により異なる」旨を指摘致しましたが、これが議論されることはありませんでした。さまざまな分野で、それぞれに問題解決が図られている中で、今、なぜ立法が必要かという説得的な理由も伺えておりません。

近年、IT技術や環境マインドの浸透に伴って流通経路が変化し、外国企業の日本市場参入や日本企業の海外シフトも進んでいます。一方で、日本の消費者の高齢化は今後しばらく続きます。このような時代を迎え、各方面で試行錯誤が繰り返されている中で、効果的なリコールのあり方を考えることは有意義だと思いますが、その全体的な議論はまだ行われていません。

以上のように、現時点では、「これからの時代にふさわしいリコールのあり方を検討すべき」と指摘する程度に止まり、立法を提言できる水準にはないと思います。

入口の議論では、①解決すべき課題と、②リコールとは何か、等を整理して一定の情報共有することから始めるべきだと考えます。以下、参考までに検討項目を例示します。

①解決すべき課題は何か？

- i) 具体的に、何が問題になのか
- ii) 上記 i) は、法令の問題か、運用（各種規格類を含む）の問題か
 - ・各業種の特徴に応じて対応する仕組みが存在するが、それぞれの何が悪いのか
- iii) 上記 ii) は、すき間（新製品分野等）の問題か、周知不徹底の問題か
 - ・すき間の問題なら、消費者安全法等で対処できないのか
 - ・周知不徹底の問題なら、どこに主な原因があるのか

主体者の問題か？ 製造、輸入、販売（量販・ネット・中古含）、サービス、消費者、他

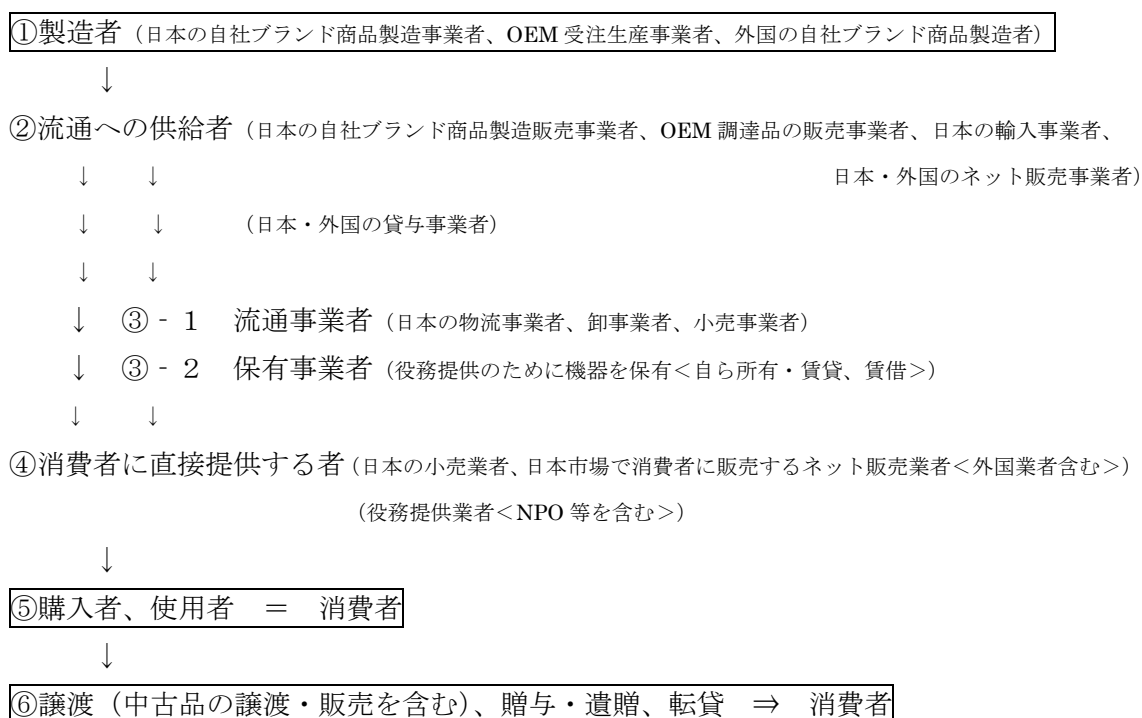
トレーサビリティの仕組み（個人転売含）の問題か？ 等

②リコールとは何か？

- i) 商品が危険であることを、誰が、何を基準に判断するのか
 - これまで、国と事業者が一応、それぞれの役割を果たしてきた。

- 今後も、法定基準（最低限の規制）と自主基準を従来型で並存するのが妥当か
- ii) リコールで行うべき最低限の行動とは何か・・・一般的な定義ができるか
 - iii) 外国の事業者が外国で行ったリコールと国内市場の関係をどう考えるか
- ③製造から被害（将来を含む）の現場までの間の各関係者にはどのような役割があるか？
以下のイメージ図を参照。
- ※個人がネット・通信販売網に多量発注して仲間内で分ける場合、この個人は事業者として扱われるか？

2. 商品が製造された後、消費者が利用するまでの流通経路（イメージ図）



留意点

1. ①と④が分離し、①が⑤⑥の個人名・法人名を知らない例が多い
2. ④ではネット販売が増加傾向にあり、偽物・粗悪品も混在（特に輸入品）
3. ①～⑥の各段階で廃棄が発生し、特に⑤⑥の廃棄実績を把握するのは難しい
4. ①～⑥のトレーサビリティを確保する体制を完全に整備して伝達するのは困難
不特定多数への伝達でどれだけ補完できるか？
5. ①～⑥の過程で倒産・撤退（特に外国事業者）・死亡等が発生した時、誰が伝達機能を代替するか？

以上